

平成三十一年第一回大阪広域水道企業団議会  
二月定例会会議録

平成三十一年二月十五日（金曜日）午後一時開議

議 会 事 務 局 書 記 東 沙 紀

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告

○欠席議員

一 番 井 関 貴 史  
七 番 川 西 二 郎  
二十一 番 麻 野 真 吾

（議員辞職許可の報告）

（当選議員の報告・紹介）

（工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告）

○説明のため出席した者

企 業 長 竹 山 修 身  
副 企 業 長 松 本 要 一  
技 術 長 兼 事 業 管 理 部 長 藤 谷 光 宏  
理 事 兼 經 營 管 理 部 長 兼 総 務 課 長 吉 田 景 司  
經 營 管 理 部 副 理 事 兼 企 画 課 長 上 田 伊 宏  
經 營 管 理 部 財 務 課 長 横 山 亨  
經 營 管 理 部 広 域 連 携 課 長 香 山 慎 治  
事 業 管 理 部 副 理 事 兼 計 画 課 長 諸 角 誠  
事 業 管 理 部 事 業 推 進 課 長 東 野 宗 丈  
事 業 管 理 部 事 業 推 進 課 參 事 林 千 絵  
事 業 管 理 部 契 約 檢 査 課 長 浅 川 浩 克  
事 業 管 理 部 管 財 課 長 堀 木 英 輝

第四 当選議員の議席の指定  
第五 企業団運営方針説明  
（竹山企業長説明）  
第六 第一号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件  
第二号議案 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件  
第三号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件

○職務のため出席した者

監 査 委 員 委 員 田 辺 彰 子  
監 査 委 員 事 務 局 長 笠 井 浩 二  
議 会 事 務 局 長 笠 井 浩 二  
議 会 事 務 局 書 記 昼 馬 靖 史  
議 会 事 務 局 書 記 廣 永 龍 治  
議 会 事 務 局 書 記 田 代 晃 浩

第六号議案 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件  
第七号議案 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件  
第八号議案 平成三十年大阪広域水道企業

二 番 小 堀 清 次  
三 番 野 里 文 盛  
四 番 吉 川 敏 文  
五 番 京 西 且 哲  
六 番 今 村 正 正  
八 番 奥 谷 正 実  
九 番 中 浜 実 実  
十 番 西 尾 博 道  
十 一 番 野 村 生 代  
十 二 番 篠 原 一 代  
十 三 番 竹 田 孝 吏  
十 四 番 野 口 新 一  
十 五 番 高 山 裕 次  
十 六 番 末 下 広 幸  
十 七 番 奥 山 義 弘  
十 八 番 通 堂 義 弘  
十 九 番 土 山 重 樹  
二 十 番 出 川 康 二  
二 一 番 大 坪 和 弥  
二 二 番 松 尾 和 武  
二 三 番 竹 田 光 良  
二 四 番 島 田 弘 一  
二 五 番 前 波 艷 子  
二 六 番 北 好 雄  
二 七 番 畑 中 玲 子  
二 八 番 川 嶋 玲 子  
二 九 番

第九号議案

団水道事業会計補正予算の件  
平成三十年度大阪広域水道企業  
団工業用水道事業会計補正予算  
の件

第十号議案

平成三十一年度大阪広域水道企  
業団水道事業会計予算の件

第十一号議案

平成三十一年度大阪広域水道企  
業団工業用水道事業会計予算の  
件

(松本副企業長説明)

第七 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○土山議長 だいたいより平成三十一年二月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○土山議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、大坪和弥議員及び松尾武議員を指名いたします。

○土山議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○土山議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○土山議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○土山議長 まず、議員辞職許可の報告の件であります。平成三十年十一月十九日付で河部優議員から、平成三十年十二月四日付で笹谷勇介議員からそれぞれ辞職願の提出があり、地方自治法第二百六条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

○土山議長 次に、当選議員の報告の件であります。

平成三十年十二月五日付で竹田光良議員が、平成三十一年一月十日付で大坪和弥議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。

竹田光良議員でございます。

大坪和弥議員でございます。

以上で御紹介は終わりました。

○土山議長 監査委員の工事監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

○土山議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○土山議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○土山議長 日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)  
○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成三十一年二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

私からは、当企業団の来年度の運営方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。

当企業団では、府域に安全・安心で良質な水を安定的に供給していくため、中期経営計画などに基づきまして、持続可能な事業運営に取り組んでいるところであり、来年度、特に重点的に取り組む施策につきまして御説明申し上げます。

まずは、安定供給に向けた取り組みでございます。

昨年は、全国的に災害の多い年であり、ここ大阪におきましても、大阪北部地震や台風二十一号などにより

企業団の施設が被害を受け、送水が一時停止するなど、市町村の皆様方にも御迷惑をおかけいたしましたところでございます。

今回のこうした経験を踏まえまして、来年度は、緊急震災対策として、国の交付金も活用しながら非耐震管の更新、耐震化を加速するとともに、関連施設の改良、更新を行うなど、災害に強い水道施設の整備を進めてまいります。

また、事業ごとの取り組みといたしましては、水道用水供給事業におきまして、事故や災害時のバックアップ機能の向上を図るため、単一管路である千里幹線の二重化を初めとした改良更新事業を引き続き行つてまいります。

市町村域水道事業につきましては、千早赤阪水道事業における村内ループ管の整備を初め、企業団との統合時に定めました事業計画の着実な実施に努めてまいります。

工業用水道事業におきましては、基幹浄水場であります大庭浄水場の調整池及びポンプ棟の更新や三島浄水場との連絡管の整備を進めてまいります。

次に、水道事業の広域化の推進についてでございます。

御案内のとおり、これまで当企業団との統合に向けて検討協議を行ってまいりました泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町の七市町の水道事業のうち、能勢町を除く六市町につきましては、この四月から企業団が担っていくこととなります。しっかりと事業を引き継ぎ、住民の皆様方にこれまで以上のサービスができるよう努めてまいります。

また、新たに藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の四市町とも、目標である二〇二一年の統合の実現に向け、意欲的に取り組んでまいります。

さらに、持続可能な府域水道事業の構築に向け、府域全水道事業者が参加する場として大阪府が設置いたしました府域一水道に向けた水道のあり方協議会に当企業団も参画し、積極的に検討協議を行ってまいります。

御案内のとおり、先般、水道の基盤強化を趣旨とする改正水道法が成立したところでございます。企業団といたしましては、府域の水道事業の基盤強化に資するため、今後とも府域一水道に向け水道事業統合を進めるとともに、代替のない水道というインフラを守り続けるためには、公設公営を堅持しつつ、民の力もかりながら効率的な事業経営を行ってまいります。議員の皆様方におかれましては、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、本日の定例会におきましては、条例案六件、議決案件一件、予算案四件の議案を提出いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○土山議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○土山議長 日程第六、議案第一号から第十一号まで、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外十件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして副企業長の説明を求めます。

松本要一副企業長。

(松本要一副企業長登壇)

○松本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第十一号議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめぐりいただき、一ページをごらんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件でございます。

泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町の六団体との水道事業の統合に伴い、改正が必要となる九本の条例につきまして、それぞれ経過措置を設けるなどの改正を行うものでございます。

第一条は、大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

今回の統合に伴い、六団体が用水供給事業の給水対象ではなくることから、第三条第二項第一号アで定める用水供給事業の給水対象から六団体を削除いたします。

また、企業団として新たに六水道事業を設置することから、同号イで定める水道事業に六水道事業に関する規定を新たに設けるものでございます。

二ページをお開きください。

第二条は、大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正でございます。

統合に伴い、現行の定数に六団体の水道事業に係る条例上の現行定数を加え、職員の定数を六百二十一人とするものでございます。

三ページをごらんください。

第三条は、大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

附則第三項は、統合に伴う身分移管職員に対する統合前の懲戒の処分等を企業団によるものとみなすための経過措置を定めるものでございます。

四ページをお開きください。

第四条は、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

附則第三項は、統合に伴う身分移管職員に対する統合前の育児休業や育児短時間勤務に係る承認を企業団によるものとみなすための経過措置を定めるものでございます。

五ページをごらんください。

第五条は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

六ページをお開きください。

附則第三項は、統合に伴う身分移管職員について、統合前の六団体の条例の規定により減額すべき給与の額を企業団において減額するための経過措置を定めるものでございます。

七ページをごらんください。

第六条、大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正、第七条、大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正、八ページの第八条、大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正につきましては、いずれも附則におきまして、統合前に六団体の条例の規定によりなされた水道事業に係る処分、手続等は企業団の条例の規定によりなされたものとみなす経過措置等を定めるものでございます。

九ページをごらんください。

第九条は、大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正でございます。

附則第三項は、統合前に六団体によりなされた水道事業に係る長期継続契約を企業団が締結したものとみなすための経過措置を定めるものでございます。

続きまして、十一ページをお開きください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件でございます。

第一条は、統合に伴う身分移管職員に対する統合前の分限の処分等を企業団によるものとみなすための経過措置を定めるものでございます。

過措置を定めるものとさせていただきます。

十二ページをお開きください。

第二条は、地方公務員法が改正され、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられることに伴い、休職の効果について、常勤職員は三年を超えない範囲としておられるところを、会計年度任用職員は企業長が定める任期の範囲とするものとさせていただきます。

十三ページをごらんください。

第三号議案は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の件でございます。

第一条は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正に伴い、引用条文番号等の改正を行うものとさせていただきます。

十四ページをお開きください。

第二条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

人事行政の運営状況の公表について、フルタイムの会計年度任用職員は公表の対象とするものとさせていただきます。

十五ページをごらんください。

第四号議案は、大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正の件でございます。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、料金の額について所要の改正を行うものとさせていただきます。十六ページをお開きください。

第五号議案は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正の件でございます。

第一条は、平成三十一年度から企業団が承継し実施いたします泉南、阪南、豊能、忠岡、田尻、岬の各水

道事業の水道料金や、給水の適正を保持するために必要な事項等を規定するために所要の改正を行うものとさせていただきます。

主な改正点でございますが、水道料金等の取り扱いについて、住民等の負担となる費用は、原則六団体の現行の額を引き継ぐこととし、水道料金、メーター使用料、加入金、負担金、手数料を水道事業ごとに規定いたします。具体的な金額につきましては、二十七ページから四十三ページまででございます別表第一から別表第五において定めております。

四十三ページをお開きください。

第二条は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、料金等の額について所要の改正を行うものとさせていただきます。

四十六ページをお開きください。

附則の第二項は、統合前に六団体の条例の規定によりなされた水道事業に係る処分、手続等は企業団の条例の規定によりなされたものとみなす経過措置等を定めるものとさせていただきます。具体的には、六団体が現在、既に行われている指定給水装置工事事業者の指定について、企業団で引き継ぐことなどを想定しております。

四十八ページをお開きください。

第六号議案は、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部改正の件でございます。

第一条は、料金及びメーター使用料に係る納期限の起算日を検針日の翌日から、ただし検針日の翌日が企業団の休日となる場合はその翌日から二十日以内と改正するものとさせていただきます。

四十九ページをごらんください。

第二条は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、料金等の額について所要の改正を行うものとさせていただきます。

なお、第一号議案から第六号議案の条例改正案のうち、水道事業統合に伴う改正については平成三十一年四月一日、地方公務員法の改正に伴う改正については平成三十二年四月一日、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改正については平成三十一年十月一日の施行を予定しております。

続きまして、五十一ページをお開きください。

第七号議案は、豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件でございます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、企業団が池田市に対し、豊能町に係る水道事業に関する事務の一部を委託するに当たり、池田市と大阪広域水道企業団との間における豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する規約を定めるため、池田市と協議を行うことにつきまして議会の議決を求めるところでございます。

続きまして、お手元の別冊、第八号議案、第九号議案の議案書三ページをお開き願います。

第八号議案、平成三十一年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件。第一章、水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総給水量は、当初の見込みを二百立方メートル上回る五億一千万立方メートルとしております。(三)の主要な建設改良事業においては、改良事業費につきまして、五十六億七千六百七十七万九千円を減額補正しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

収入は、給水収益の増加等により営業収益が増加したことなどから、二億二千四百二十七万円を増額補正しております。また、支出は、消費税及び地方消費税の増加等により営業外費用が増加した一方、動力

費の単価変動や入札差金の発生等により営業費用が減少したことから、八億三千八百三十万二千円を減額補正しております。

四ページを開きください。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

収入は、企業債及び国庫補助金等など六十二億二千八百五十八千円を減額補正しております。また、支出は、事業の実施年度の見直しや設計精査による建設改良費の減額などにより、五十七億六百七十九万円を減額補正しております。

第五条は、企業債の起債の限度額を減額補正するものでございます。

五ページをごらんください。

第二章、市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

四條畷、太子、千早赤阪の三水道事業連結による

(四)の主要な事業でございますが、整備事業・改良事業費につきまして四十六万円の増額補正をしております。これは、千早赤阪水道事業における施設改良事業費が増加したことによるものでございます。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

連結の収入は、営業外収益三百一十二万二千円を、支出は営業費用など四百六十一万一千円をそれぞれ増額補正しております。

六ページを開きください。

水道事業別の内訳は、ごらんとおりでございます。

第四条の資本的収入及び支出につきまして、七ページをごらんください。

連結の収入は、出資金を三百一十二万二千円減額補正しております。支出は、改良費の増加などにより、百一十八万八千円を増額補正しております。

水道事業別の内訳は、ごらんとおりでございます。八ページを開きください。

第五条以下は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額の補正などを定めるものでございます。

また、詳細につきましては、九ページから三十二ページまでの補正予算説明書をごらんください。

以上が水道事業会計の平成三十年度補正予算の内容でございます。

続きまして、三十三ページ以降の第九号議案、平成三十年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件につきまして御説明申し上げます。

三十五ページを開きください。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総給水量につきましては、当初の見込みを二百五十六万一千立方メートル上回る一億七千五百一十九立方メートルとしております。(三)の主要な建設改良事業費においては、増補改良事業費につきまして、二十億三千六百七十八万八千円を減額補正しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

収入は、給水収益の増加により営業収益は増加したものの、営業外受託収益の減少等により営業外収益が減少したことなどから、一億五十八万九千円を減額補正しております。また、支出は、消費税及び地方消費税の増加により営業外費用などが増加した一方、動力費の単価変動や入札差金の発生等により営業費用が減少したことなどから、二千六百六十一万一千円を減額補正しております。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

三十六ページを開きください。収入は、国庫補助金等一億一千二百五十万円を増額

補正しております。一方、支出は、事業の実施年度の見直しや設計精査などによる建設改良費の減額により、二十億三千六百七十八万八千円を減額補正しております。

また、詳細につきましては、三十七ページ以降の補正予算説明書をごらんください。

以上が工業用水道事業会計の平成三十年度補正予算の内容でございます。

続きまして、お手元の別冊、第十号議案、第十一号議案の議案書をごらんください。

平成三十一年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

当企業団では、平成三十一年四月から、新たに泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町の六市町の水道事業を統合し、現行の三水道事業とあわせ九市町村域の皆様へ水道水をお届けする市町村域水道事業を実施してまいりますとともに、それぞれの事業計画を着実に推進するため、必要な事業費の確保に努めてまいります。

また、水道用水供給事業及び工業用水道事業におきましても、これまでのとおり効率的な事業運営に努め、水需要の動向など経営環境の変化を適切に見込んだ上で、安全・安心で良質な水を安定的・効率的に供給するため、施設整備マスタープランや中期経営計画に基づき、必要な事業の執行に努めてまいります。

また、さらなる水道事業の統合に向けた検討協議を初め、各市町水道との連携強化を図るために必要な事業費も引き続き計上したところでございます。

三ページを開きください。

第十号議案、平成三十一年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、第一章、水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総給水量につきましては、五億八百万立方メートルを見込んでおります。(三)の主要な建設改良事業でございますが、設備改良工事やバイパス送水管等の布設工事など、改良事業費として百七十億一千八百八十六万四千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

収入は、給水収益等営業収益や長期前受金戻入等の営業外収益など四百二十九億四千六百八十九万七千円を計上しております。また、支出は、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など三百九十六億十三万一千円を計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

四ページをお開き願います。

収入は、企業債、国庫補助金等や建設受託工事収入など九十億三千九百三十二万八千円を計上しております。また、支出は、建設改良費及び企業債償還金で二百八十七億四千八百三十七万九千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間、限度額等を定めるものでございます。

八ページをお開きください。

第二章、市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

泉南水道事業を初め、四條畷、阪南、豊能、忠岡、田尻、岬、太子、千早赤阪の九水道事業連結では、(一)の給水戸数は十万七千四百八十九戸、(二)の年間総給水量は二千八百五十九万九千九百九十六立方メ

トルを見込んでおります。(四)の主要な事業ですが、整備事業・改良事業費として十四億二十四万七千円を計上しております。

水道事業別の内訳は、ごらんとおりでございます。十ページをお開き願います。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

連結の収入は、給水収益等の営業収益や長期前受金戻入等の営業外収益など六十五億四千四百二十九万八千円を計上しております。支出は、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など六十四億一千四百九十二万九千円を計上しております。

十四ページをお開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

連結の収入は、企業債、国庫補助金等や工事負担金など七億三千五百三十八万八千円を計上しております。

次の支出は、建設改良費や企業債償還金など二十四億八千三十五万一千円を計上しております。

十九ページをお開きください。

第五条以下は、債務負担行為の期間、限度額等を定めるものでございます。

以上が水道事業会計の平成三十一年度当初予算の内容でございます。

また、詳細につきましては、二十三ページから百十四ページまでの予算説明書をごらんください。

続きまして、百十五ページ以降の第十一号議案、平成三十一年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件について御説明申し上げます。

百十七ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総給水量は、一億六千九百五十五立方メートルを見込んでおります。(三)の主要な建設

改良事業でございますが、施設改良工事やバイパス配水管の布設工事など、増補改良事業費として八十三億二千六百五十五万五千円を計上しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

収入は、給水収益等の営業収益、長期前受金戻入等の営業外収益などで八十九億八千八百二十六万円を計上しております。支出は、動力費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など七十五億四千六百六十七千円を計上しております。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

百十八ページをお開き願います。

収入は、工事負担金など一億二千七百八十七万七千円を計上しております。次に、支出は、建設改良費及び企業債償還金で九十三億九千三百四十一万九千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間、限度等を定めるものでございます。

また、詳細につきましては、百二十一ページから百三十七ページまでの予算説明書をごらんください。

以上が工業用水道事業会計の平成三十一年度当初予算の内容でございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○土山議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○土山議長 この際、日程第六、議案第一号から第十一号まで、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外十件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

○土山議長 これより上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告がありますので、指名いたします。

島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 たいま御指名いただきました四條畷市選出

の大坂広域水道企業団議会議員、島弘一です。

それでは、発言の通告書のとおり質問させていただきます。

一問目については、災害対策についてでございます。震災に強い管路や施設整備と電源の確保についてでございます。緊急時の人的対応はどうしていたのかということも含めて質問させていただきます。

また、二番目に、各市町村等を結ぶ緊急連絡管の洗管についてでございます。点検や洗管などで、いつでも使えるような状況になっているのか、お伺いをします。

それでは、一問目からいかせていただきます。水道用水供給事業における災害対策についてであります。

昨年六月十八日に起こった大坂北部震災では、企業団の水道用水供給事業でも主要な送水管の二カ所で管が破損するとともに、淀川への水管橋でも弁が破損することで北大阪地域の水道事業体への送水が停止し、住民への給水に大きな影響が生じました。

企業団の用水供給事業において、これまで管路や浄水場などの施設の耐震化対策をどのように進めてきたのか、また今回の地震を踏まえて、これまで以上に耐震化を進める必要があると考えていますが、どのように進めるのか、お伺いします。

さらに、九月六日、北海道で起こった胆振東部地震では、大規模停電によって広い地域で断水が生じました。企業団での停電対策についてはどうなっているのか、お聞かせください。

○土山議長 これより答弁を求めます。

諸角誠副理事兼計画課長。

(諸角誠事業管理部副理事兼計画課長登壇)

○諸角事業管理部副理事兼計画課長 企業団の水道用水

供給事業では、大坂広域水道企業団将来構想等によりまして、中長期的な視点を持って災害に対する安全性を強化する施設整備を進めています。

管路については、村野浄水場を初めとする三浄水場から送水する主要管路をあんしん水道ラインと定め、このライン上に位置する管路あるいはポンプ場等の耐震化を優先して推進しています。

具体的には、将来、既設管路の更新に当たって必要となる代替送水能力を確保するとともに、既存の送水管が災害や事故等で破損しても継続して送水ができるよう、バイパス送水管の整備に加え、管路の二系統化やループレ化の整備を進めているところであります。

また、浄水場におきましても、平成四十一年度までに、府民約六百万人に対し、一人一日百リットルから二百五十リットルを給水できる日量百万立方メートルを確保することを目標として、順次耐震化を進めているところであります。

送水管路上の浄水池やポンプ場など、水道水の貯水池についても、千里浄水池、泉北浄水池などの耐震化工事を順次進めており、平成二十九年年度末までに全体で約二一%が耐震化されています。

次に、今回の地震を踏まえた対応ですが、緊急対策といたしまして、平成三十年、三十一年度で老朽化した空気弁等の更新や漏水の危険性の高い泉北浄水池から送水する第五次拡張事業の南部幹線、口径千百ミリメートル、延長約一・四キロメートルの更新工事に着手いたします。

現在、中期経営計画の期間が平成三十一年度となっておりますことから、次の中期経営計画や将来構想などの策定に向けて見直しを行っております。これまで、

耐震性の低い老朽管の更新に先行して実施してきましたバイパス送水管が完成することから、次期計画におきましては、管の老朽度、重要性など優先度を考慮しつつ、これまで以上に老朽管の更新を促進してまいりたいと考えています。

最後に、停電対策ですが、企業団は受水市町に水道用水を供給する根幹的な施設であることから、従来から、高圧電力を受電する施設では、二系統から受電するなど受電の安定化を図っています。

近年、議員御指摘の広域的な停電が危惧されることから、村野浄水場及び庭窪浄水場には非常用自家発電設備を設置しており、さらに現在、万博公園浄水施設のほか、平成三十一年度に通水を予定していますバイパス送水管の松原ポンプ場にも非常用自家発電設備を設置する工事を行っております。

このため、広域的な停電が発生いたしましても、大坂市を除く府域全域に一定の水道用水の供給を継続できる体制が整うこととなります。

○土山議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 続いて、市町村域の水道事業の災害対策と緊急連絡管の洗管についてであります。

水道用水供給事業の取り組みについては、よくわかりました。さらに補強していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

水道用水供給事業については、市町村水道に水を供給する大もとでありますし、安定供給のためにしっかりと取り組んでほしいと思います。

次に、四條畷市などの各水道事業では、災害に強い施設、管路の整備についてどのように対応しているのか、教えていただきたいと思っております。

また、事故や災害等の緊急時に備えて、企業団と各市町村とを結ぶ緊急連絡管を整備していると思いますが、それらはいつでも使えるように点検や洗管などをしているのか、この二点についてお聞きいたします。特に、四條畷市のように、他県と連絡管を結んでおる場合についてはどうであるのかということも含めてお聞かせください。

○土山議長 東野宗丈事業推進課長。

(東野宗丈事業管理部事業推進課長登壇)

○東野事業管理部事業推進課長 ただいま御質問いただきました二点のうち、まず市町村域水道事業における災害対策についてお答えをいたします。

四條畷、太子、千早赤阪の各水道事業におきましては、水道事業の統合に当たって策定いたしました事業計画に基づき、災害に対する三つの水道事業それぞれの課題に対応しながら、災害に対する安全性を強化するため施設整備を進めておるところでございます。

一例を挙げますと、四條畷水道事業では、統合後の取り組みといたしまして、更新時期を迎えたポンプ場を廃止いたしましたして、より安定的で効率的な水運用が可能となる新たなポンプ場の整備を進めているところでございます。

あわせて、基幹管路となる新たな本管の布設も進めておりまして、耐震性を備えた管路の整備についても着実に実施しております。

三つの水道事業、いずれにおきましても、施設、管路につきましましては、アセットマネジメントの考え方に基づく適切な更新期間を考慮いたしまして、優先度の高いものから順次計画的な更新、耐震化を進めているところでございます。

次に、企業団と各市町村を結ぶ緊急連絡管についてお答えをいたします。

緊急連絡管には、水道用水供給事業と市町村水道を結ぶものと、企業団の三つの水道事業と周辺市町を結ぶ、この二種類がございます。

このうち、水道用水供給事業と市町村水道を結ぶ緊急連絡管は、事故や災害等の発生により、市町村水道が通常使用している分水施設から受水できなくなった場合に、別のルートで受水できるよう、市町村水道の要請に基づき整備しているものでございます。この緊急連絡管は、平成二十九年年度末時点で、北大阪地域で五カ所、東大阪地域で六カ所、南大阪地域で十カ所と、府内全域に二十一カ所整備しております。加えて大阪市水道とも三カ所整備をしております。同緊急連絡管は、配水設備等の一部分を除きまして、基本的に受水市の資産でありますことから、管理につきましても市の水道で行われておりまして、市からの要請に応じて、随時、操作バルブの確認や洗管、給水訓練を受水市と共同で実施しております。

また、企業団の三つの水道事業と周辺市町の水道事業との連絡管につきましましては、四條畷水道事業が七カ所、太子水道で一カ所、千早赤阪水道が二カ所設置しております。

とりわけ、ただいま議員から御指摘のあった四條畷水道において設置している奈良県生駒市との連絡管など、一部の延長の長い連絡管につきましては、定期的な点検や洗管を実施いたしまして、緊急時に備えて、その健全性について継続的に確認を行っております。

いずれの連絡管も、緊急時に使用する場合には、事前に必要な洗管等を行うことで速やかに応急給水が実施できる状態であるというふうに考えております。

今後とも、緊急時に迅速な対応ができますよう、連絡管の点検や応援給水を想定した動作等の確認を引き

続き定期的に行ってまいりたいと考えております。

○土山議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 先ほどの緊急連絡管、四條畷については三カ所でございます。七カ所とおっしゃっていただんですが、三カ所です。

市町村域の水道事業の災害対策についてですが、その中で特に電源と人員の確保についてであります。

緊急連絡管については、バックアップ機能として整備しているのですが、いざというときには敏速に活用できるように、日ごろから確認等をお願いしているところでありますけれども、昨年の九月の台風二十一号では、四條畷市においても停電が発生いたしました。復電までの間、一部のポンプ施設においては稼働ができなくて、配水池に水を供給できない状況となりました。そのとき、配水池に蓄えている水量で対応するため、お客様への給水には影響が生じなかつたのですが、山間部で停電によりポンプ施設がとまり、給水できなくなるとおそれがある地域があるため心配しております。そこで、このような場合、電源の確保をどのようにしていくのか、企業団の考え方を教えていただきたいということです。

ここまで、ハード面での災害対策についてお聞きいたしました。特に電源については、市町村域水道事業においても非常用自家発電設備を設置することや、移動電源車を所有する企業と協定を結び、災害時に優先的に利用ができるようにするなど、その確保について何らかの対策をとっていただきたいと考えているところですが、いかがでしょうか。その辺については、よろしく願います。

次に、ソフト面の対策についてであります。地震等の災害発生時に、被害への対応に多くの人員が必要

となります。

そこで、三水道事業における災害時の人員の確保はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。さきの関西最大級の阪神・淡路震災時には、特に兵庫県下で、神戸市在住の職員の方が西宮に通勤するのに、二時間半もかかって通勤をしていたというような事例もありました。

ソフト面の取り組みにおいては、住民に対する給水の最前線にいる水道センターでの人員の確保について、しっかりとした体制整備を整えていただくようお願いいたします。

また、一つの事業所のところにも、やはり先ほども言いましたけれども、遠い職員の方が災害時に対応できないというような状況になっても困るということもありまますので、できる限り各事業所に近いところにお住まいの職員もしくは近くに住まわせるというようなことも含めて必要ではないのかなというふうにちよつと思っておりますので、それについてお答えいただけますか。

これで、私の質問、終わらせていただきます。

#### ○土山議長 東野事業推進課長。

(東野宗文事業管理部事業推進課長登壇)

#### ○東野事業管理部事業推進課長 ただいま御質問いただいた件についてお答えいたします。

まず、冒頭、前段の質問で、四條畷と周辺市の連絡管の数について、七カ所を三カ所というふうに訂正をいただいたんですけども、私の説明がちよつと足らずに、正確には三団体です。大東市で三カ所、寝屋川市さんで二カ所、生駒市さんと二カ所ということで、三団体に対して合計七カ所ということで連絡管を四條畷水道のほうでは持っております。

ただいま御質問あった二点のうち、まずハード面の

停電時の電源の確保についてお答えをいたします。

送配水に必要なポンプ施設等への非常用自家発電設備の設置につきましては、停電が発生した場合の対策として有効な手段であると考えております。

市町村域水道事業におきましても、基幹となる重要なポンプ施設などには既に非常用の自家発電設備を設置しております。一定の給水能力を有しております。現在、七カ所に設置をしております。さらに四條畷水道事業におきましては、今回、整備中の新ポンプ場に非常用自家発電設備の新設を予定しております。

今後の未設置の施設への整備につきましては、費用対効果を考慮いたしまして、配水池の貯留容量の活用、そして緊急連絡管による応援給水、また給水車による応急給水など代替手段等についても勘案いたしまして、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、ソフト面の災害時の人員の確保についてお答えをいたします。

企業団では、さまざまな危機事象の発生に備え、水道センターを含めた企業団全体で危機管理体制を整備しており、震度五弱以上の地震が発生した場合には、迅速な初動体制と人員の確保のため、各水道センターの近隣に居住するあらかじめ指定を受けた職員がセンターの施設に参集するといった指定参集制度を運用しております。その上で、各水道センターの職員全員が、勤務時間外であっても速やかに職場に参集することとしております。

なお、災害時に迅速な対応が可能となるよう、定期的に職員の参集、対策本部の設置、情報伝達等の訓練を実施しております。

各水道センターへの職員の配属に当たりましては、居住地も一定考慮しており、午前八時ごろに発生いた

しました昨年大阪府北部地震の際、各水道センターでは、いずれも九時までに八割を超える職員が参集をいたしました。迅速な初動体制が確立できたものと考えております。

また、大規模な対応や長期間の対応が必要な場合におきましては、速やかに職員の応援ができるよう、水道センターごとに相互応援体制を定めておりまして、例えば四條畷水道センターの場合、東部水道事業所を第一応援所属というふうに決めております。さらに応援が必要な場合には、企業団全体で応援職員の調整、派遣を行うこととしております。

議員御指摘のとおり、企業団といたしましても、災害対策につきましては、ハード・ソフト両面におきまして常に問題意識を持ちまして、今後とも、より一層改善、充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○土山議長 島弘一議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもって、上程議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

#### ○土山議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

(午後一時五十三分休憩)

(午後二時再開)

#### ○土山議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○土山議長 日程第六の議案十一件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより日程第六の議案十一件につきまして採決に入ります。

議案第一号から第十一号まで、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外十件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上、議案十一件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○土山議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案十一件は、原案のとおり可決されました。

○土山議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。以上をもって本日の会議を閉じます。これをもちつて平成三十一年二月定例会を閉会いたします。

午後二時一分 閉会

議長	土山 重樹
副議長	通堂 義弘
議員	大坪 和弥
議員	松尾 武